

# 自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

ホームページ▶▶

No. 376

2018年(平成30年)6月25日発行

発行所: 自由同和大阪府本部事務局  
堺市堺区富屋町西1丁目22号 三徳ビル3F  
電話(072)224-1111

発行人: 阪本孝憲  
定価一部500円 年間6000円(送料込み)  
〒590-0841 堺市堺区富屋町西1丁目22号 三徳ビル3F

http://jiyudowa-osaka.org/

## 第30回大阪経済商工連合会大会開催



第30回 大阪経済商工連合会大会

平成30年6月8日(金) 午後1時より、「第30回大阪経済商工連合会大会」が大阪経済商工連合会事務局に於いて開催される。阪本会長より「連合会としての組織は充実してきておりますので、中小零細企業の会員の皆様に寄り添い、一層経済活動に励んでいただきたい。」との挨拶で始まり、北野事務局長の進行で議事が進められ会員企業者を万全の態勢で対応することを確認し、提出議案すべて承認され重副理事長の挨拶で閉会しました。

### 新たに中央支部設立

平成30年6月8日(金) 大阪府本部理事会上に於いて、大阪市中央区の竹下考氏より、新支部設立申請が4月に提出されており、審議の結果全会一致で承認されました。

中央支部役員

支部長	竹下 考
副支部長	五十嵐 尋行
副支部長	三戸 徳紀
事務局長	片山 友和

## 自由同和大阪府本部 第33回大会

大会趣旨

平成28年12月に「人権擁護法案」の関連法として「部落差別解消法」が成立したことで、今年度は6条に規定する実態調査が実施される。未だ、調査に係る手法・内容については明確になっていないが、法に規定する部落差別の実態調査ではなく、部落の実態調査を求め、条例化を推進する動きがあることについては警戒しなくてはならない。

しかし、「部落差別解消法」や「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」などには救済に関する条項がないことから、改めて簡易・迅速・柔軟に人権救済を行う国家行政組織法の第3条委員会である「人権委員会」の設置を中心とする「人権擁護法案」の成立を求めていく。

本大会は、自由同和大阪府本部の運動の方向性を決する運動方針や事業計画などを審議決定する定期大会である。

日時 平成30年(2018年)7月1日(日)  
13:00~15:00 受付時間(12:00~)

場所 シティプラザ大阪  
大阪市中央区本町橋2-31  
TEL 06-6947-7888

記念講演  
テーマ 「人の心に潜む差別」  
講師 大阪芸術大学客員教授 旭堂南陵(きょくどうなんりょう)

参加費 3,000円

### 平成30年度事業方針

1. 近畿経済商工連合会と協力し、国税局、大阪府、各市町村に同対審答申の精神の徹底を求めていく。
1. 各商工会事務局で地区、地域住民の経営相談にのれる様、事務局学習会、交流会を進めていく。
1. 会員の拡大強化を進める。
1. 計算事務センターの強化推進する。

### 平成29年度事業報告

平成29年5月12日(金) 第29回大会(大商連事務局)

平成30年1月22日(月) 近畿ブロック事務局長会議(京都ホテルオークラ)

平成29年度自由同和大阪府本部近畿ブロック要請行動、打ち合わせ平成30年2月2日に決定国税局、近畿整備局、大阪法務局、近畿経済産業局、4局日程

2月2日(金) 大阪国税局、近畿地方整備局、大阪法務局、近畿経済産業局に要請行動を行う。

2月16日(金)~3月15日(木) 大阪経済商工連合会確定申告相談実施

2月16日(金) 京都府本部八幡支部確定申告相談会に2名出席

3月2日(金) 近畿ブロック事務局長会議

3月31日(土) 収支報告書 作成

# 自由同和会第33回全国大会

## 来賓出席者

衆議院議員 左藤 章	衆議院議員 竹本 直一	衆議院議員 とかしきなおみ	衆議院議員 中山 泰秀	衆議院議員 大隈 和英(代理)	衆議院議員 大塚 高司(代理)	衆議院議員 神谷 昇(代理)	衆議院議員 谷川 とむ(代理)	〈国会関係〉	衆議院議員 左藤 章	衆議院議員 竹本 直一	衆議院議員 大塚 高司	衆議院議員 谷川 とむ	衆議院議員 太田 房江	参議院議員	自由民主党・無所属大阪府議会議員団	幹事長 花谷 充倫	〈大阪府議会関係〉	自由民主党市民クラブ大阪府会議員団一同	〈大阪府関係〉	大阪府知事 松井 一郎	府民文化部長 里中 享	〈市町村関係〉	大阪市長 古村 洋文	堺市長 竹山 修身	岸和田市長 永野 耕平	豊中市市長 長内 繁樹	吹田市市長 後藤 圭二	守口市市長 西端 勝樹
------------	-------------	---------------	-------------	-----------------	-----------------	----------------	-----------------	--------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------	-------------------	-----------	-----------	---------------------	---------	-------------	-------------	---------	------------	-----------	-------------	-------------	-------------	-------------

## 祝電

八尾市長	寝屋川市長	河内長野市長	大東市長	和泉市長	箕面市長	柏原市長	高石市長	藤井寺市長	東大阪市長	交野市長	大阪狭山市長	阪南市長	門真市長	泉南市長	高槻市長	茨木市長	枚方市長	泉大津市長	摂津市長	羽曳野市長	島本町長	能勢町長	田尻町長	太子町長	河南町長	熊取町長	忠岡町長	豊能町長	岬町長	千早赤阪村長
田中誠太	北川法夫	島田智明	東坂浩一	辻ひろみち	倉田哲郎	富宅正浩	阪口伸六	國下和男	野田義和	黒田実	古川照人	水野謙二	宮本一孝	竹中勇人	濱田剛史	福岡洋一	伏見隆	南出賢一	森山一正	北川嗣雄	山田紘平	上森一成	栗山美政	浅野克己	武田勝玄	藤原敏司	和田吉衛	池田勇夫	田代 堯	松本昌親

\*多数のご協賛、ご祝電、ありがとうございます。この紙面にて御礼申し上げます。

# 平成30年度運動方針(自由同和会中央本部) 375号より続く

3 教育・開発

教育・開発については、既に「人権教育及び人権啓蒙の推進に関する法律」が制定されており、国においては基本計画も策定実施されているが、「部落差別解消法」の成立から、この2つの法律を有効活用し、すべての都道府県、すべての市町村に、この基本計画の策定と実施を強く求めていくと同時に、現状に即した内容になっていない場合には見直しを強く求めていく。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓蒙推進員」との連携を深め、企業内の人権啓蒙の充実に向けていくとともに、未設置の企業には、推進員の設置を求めていく。

高等学校の授業料の無償化は、平成26年度からは両府県が取り入れられ、国公立を問わず、高校等の授業料の支援として、月額9,900円を支給限度額として私立高校が支給される制度に変更され、私立高校の場合には、世帯の年収350万円未満の場合は基本額の1.5倍、(全日制の場合)4,850円/月、250万円未満の場合は基本額の2倍(全日制の場合)9,800円/月、250万円未満は基本額の2.5倍(全日制の場合)24,750円/月、750万円未満は基本額の3倍(全日制の場合)74,250円/月、750万円以上は基本額の4倍(全日制の場合)98,800円/月、更に、生活保護世帯や非課税世帯に関しては高校生等奨学金給付制度も設けられているが、高収入が必要となる学校も存在することから、都道府県が必要な高等学校等奨学金制度の創設を求めていく。

大学・短期大学の奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構や都道府県などでも貸付を行っている。現在では5割を超える学生が利用しているといわれている(日本学生支援機構調べ)が、貸付条件が厳しく、貸付期間が長い(無利息)と学力要件がない(第2種(利息付))とがあり、第2種の場合は毎月貸付する金額が、3万円・5万円・8万円・10万円・12万円と選択できるようになっているが、平成30年度予算案では、有利子15万円(7千円・5千円・8千円)、無利子5千円・5千円・4千円・4千円)となり有利子から無利子への流れが加速している。

平成30年度からは経済不況の給付型奨学金金制度が本格的に始まり、新規として20,000人が対象とされているが、月額2万円(国公立・自宅)、月額3万円(国公立・自宅外/私立・自宅)、月額4万円(私立・自宅外)でしかなく、第1種が第2種の奨学金との併用にならないので、金額の増額を求めていく。

また、入学特別奨学金(奨学金)10万円・奨学金10万円・奨学金10万円、入学の時に必要な資金を助けることなどが、この国の教育ローンを日本政策金融公庫は、利息は高いが300万円まで借りることができ、これは奨学金制度を活用し、大学・短期大学の進学率の向上を図っていくと同時に、所得の格差で教育の格差を生じないよう、大阪府が実施している奨励補助である「教育パワーチャージ制度」を文部科学省に求めていく。

なお、低所得で奨学金の返済ができず滞業者が増加していることから、「所得連動型奨学金制度」(第1種)を導入され、平成29年度からは「新たな所得連動型奨学金制度」が導入されたが、これは第1種(無利息)の奨学金のみが対象で第2種(有利子)の奨学金は対象外なので、第2種(有利子)の奨学金も導入するよう要望していく。

また、「障がい者基本法」が改正され、インクルーシブ教育が明記され、また、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されたことで、すべての学校でバリアフリー化が進み、来イスでも通学できるようになると思われ、文部科学省により一層の促進を求めていくと同時に、児童・生徒の人権を侵害する教員の体罰や差別言動が少なからず発生していることから、教職員に対する人権啓蒙の徹底も求めていく。

平成30年3月に「人権教育の指導方法の在り方について」(第3次とりまとめ)が、平成29年10月には「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」が文部科学省でまとめられ、各学校に配布されていることから、その実施を促していくが、その際には、カリキュラムには最大限の関心を持ち、人権教育が計画的に実施されるよう働きかける。

また、導入することに賛否が分かれている学校選択制について、自由同和会が多数在籍する学校を推進するなど、解決しつつある問題と進行させる可能性も、これまで学校の学校と地域の「一林性が及ぼし、児童生徒が減少する地域は縮小する可能性もあることから、導入には慎重として反対していく。

なお、近年各地で始められた小・中一貫教育については、「一学校教育法」が改正され平成29年4月から施行された。その学校の名称は「義務教育学校」になることから、旧制和同関係者が多数在籍する学校を「義務教育学校」にし、交流を深めて和同問題の解決に繋げていく。

4 人権啓蒙の普及及び被害者の救済

国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」が創設されたのは、平成15年の3月に20年ぶりに改正された。人権侵害事件調査処理規程での対応になるが、差別への対応は入りは絶対にはせないと強い気持ちで、「人権侵害事件調査処理規程」を有効に活用して救済を図っていく。

多発する学校でのいじめ問題を始めるような様々な人権問題に対処するため、平成29年度からは全国の法務局に、企画担当委員として人権侵害委員が常勤する人権侵害体制の強化が図られているので、積極的に人権啓蒙を行うっていく。

また、「人権啓蒙法」も「人権侵害被害者救済法」のいすむちが、言論や表現の自由を規制するものとの批判が巻き起こり、結果的に成立に漕ぎ着かないでいるので、国民の支持が得られるようにするため、人権侵害の定義を誰かがかり易いものに直す作業を開始する。

さいごに

LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)については、メディアが取り上げることによって社会の中に浸透しつつあるが、本格的な啓蒙のLGBTと性自認のLGBTを区別するべきではなく、また、性自認の中で同性同一性障害の人たちへは特に配慮が求められる。既に、「性同一性障害者の性別の特例に関する法律」が平成16年7月に成立しており、要件を満たせば、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別を変更できるようになっている。

この要件には、性別適合手術を受けることになっているが、この性別適合手術を公的医療保険の適用外であったため手術を金持ちのほうが多かったが、本年4月からは保険が適用されるので性別適合手術ができるようになる。

しかし、ホルモン療法を実施した人は保険を使えないことで、隠れた人のみが対象になるが、本年3月に性別変更をした人が「自分とは同性同一性障害だと思いつき性別を変更したが、変更は済んだが後悔している」として再変更を求めた裁判を起こし、家族に認められる判断をしたケースがあるように、保険の適用で安易に性別変更を行うことへの歯止めになると思われる。

自由民主党は平成28年2月に「性的指向・性自認に関する特別委員会」を設置し、この特別委員会のアドバイザーとして国連LGBT特別報告者トニー・アークマンの代表世話人の案内で中野さん(任命)で、LGBTの方々などのような困難に直面しているのかを把握するための学習会を開催し、また、性的指向・性自認の多様な方々を受け入れる社会を目指すための政府への要望、また、政府に提出したことで、各府県で取り組が始まっている。

また、昨年の衆議院議員選挙での政権公約に「性的指向・性自認に関する公正な理解の増進を目的とした議員立法の制定を目指す」とも、各府県が相継いで取り組むべき施策を推進し、多様性を受け入れていく社会の実現を図りたいと宣言した。また、自民党内の理解が進んでいるとして、本年4月から「LGBT推進特別委員会」を開催し、党内外や地方議員を含めて理解を深め、2020年を目途に立法化を図るとしているが、「早く早くLGBT理解増進法」が成立できるように国連LGBT特別報告者ネットワーク会議を全面的に支援すること、併せて、人権侵害の被害者を救済・迅速・柔軟救済を図る目的「人権侵害法」が成立できるように自由同和会の総力を挙げて取り組むこととする。